

2023 文子幼第 8996 号

令和 5 年 2 月 27 日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司
(公印省略)

令和 5 年度からの新型コロナウイルス感染症による休園の取扱いについて

保護者の皆さまにおかれましては、日頃より、区の保育行政にご協力いただき深く感謝申し上げます。

区では、新型コロナウイルス感染症の発生により保育園が臨時休園等となった場合や園児が罹患者・濃厚接触者となり休園した場合には保育料を日割り還付しておりましたが、現下の状況等を鑑み、この対応については令和 5 年 3 月 31 日をもって終了いたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に休園する場合の休園期間の特例についても終了とし、令和 5 年 4 月 1 日からは、通常どおり、長期休園期間（2 週間以上の休園）の合計が年度内 2 か月を超える場合には、退園となります。保育停止には該当せず、2 週間以上休園する場合には、保育園にご連絡いただくとともに、文京区幼児保育課まで「休園届」をご提出くださいますようお願いいたします。

区では、保育園における感染症対策に引き続き努めてまいりますので、ご理解承りますようお願い申し上げます。

文京区子ども家庭部幼児保育課入園相談係

電話：03 5803 1190